

認定のPSTについて



PST(パブリックサポートテスト)は、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。
PSTの判定に当たっては、次の3つのうちいずれかの基準を満たす必要があります。

相対値基準

実績判定期間(P2参照)における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること

$$\frac{\text{寄附金等収入金額 (受入寄附金総額 - 口の金額 + ハの金額)}}{\text{経常収入金額 (総収入金額 - イの金額)}} \geq 20\%$$

イの金額 (次の①～⑦の合計額)

- ① 国等(国、地方公共団体、一定の独立行政法人、国立大学法人等)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの
- ② 国等からの委託事業費
- ③ 法令に基づく事業の対価のうち、国または地方公共団体の負担分
- ④ 資産売却による臨時収入
- ⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額※
※「一者当たりの基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の10%を超える部分の金額をいいます。
- ⑥ 1,000円未満の寄附金(少額寄附金)
- ⑦ 寄附者の氏名(法人はその名称)及びその住所が明らかでない寄附金(匿名寄附金)

注)国の補助金等を受けている場合は、上記の分母から控除する方法(イの金額に含む)以外に、次のとおり分子・分母に算入する方法もあり、どちらか有利な方を選択できます。

$$\frac{\text{寄附金等収入金額 + 国等の補助金 (「受入寄附金総額 - 基準限度超過額 - 少額・匿名寄附金」の額が限度)}}{\text{経常収入金額 + 国等の補助金 (国等の補助金等の全額)}} \geq 20\%$$

口の金額 (①～③の合計額)

- ① 一者当たりの基準限度超過額
- ② 1,000円未満の寄附金(少額寄附金)
- ③ 寄附者の氏名(法人はその名称)及びその住所が明らかでない寄附金(匿名寄附金)

ハの金額 社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

注)「共益的活動」とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会など、その対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動をいいます。

相対値基準における寄附金額の算出上の注意

- 役員が寄附者の場合、他の寄附者にその役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします。(いわゆる親族合算)
- 社員(表決権を持つ会員)からの寄附金も計上できます。
- 同一の者からの寄附金で合計額が1,000円未満の寄附金、寄附者の氏名や住所が不明な寄附金は除きます。

絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計人数が年平均100人以上であること

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

絶対値基準における寄附者の数の算出上の注意

- 役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合、これらの者は寄附者数に含めません。
- 社員(表決権を持つ会員)が寄附者の場合、寄附者数に計上できます。
- 年間寄附金額が3,000円未満の者や寄附者の氏名や住所が不明な場合は、寄附者数に含めません。
- 寄附者本人と生計を一にする者からの寄附は、寄附者に含めて1人として数えます。

条例個別指定

認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、県または市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(条例の効力が生じている必要があります。)

ポイント

認定と大分県の指定のPSTの違いは?

県指定のPST基準は、認定のPSTを緩和しています。(算出方法は同じです。)

	認定のPST	県指定のPST
相対値基準	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が 20%以上	経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が 10%以上
絶対値基準	各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100人以上	各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均 50人以上